

地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。その概要は以下の通りです。

※国・都道府県は子ども・子育て支援法に基づき、これらの事業（妊婦健康診査を除く）費用に充てるための交付金を交付することができます（費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3）。

事業名	概要
【新規事業】 利用者支援事業 詳細は P19 参照	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
地域子育て支援拠点事業 詳細は P20 参照	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
妊婦健康診査 詳細は P21 参照	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業 詳細は P21 参照	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業 詳細は P21 参照	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業) 詳細は P21 参照	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
子育て短期支援事業 詳細は P22 参照	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

事業名	概要
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) 詳細は P22 参照	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
一時預かり事業 詳細は P23 参照	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。 ※幼稚園が行う預かり保育は、一時預かり事業(幼稚園型)に再編。
延長保育事業 詳細は P24 参照	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
病児保育事業 詳細は P24 参照	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業) 詳細は P25 参照	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
【新規事業】 実費徴収に係る 補足給付を行う事業 詳細は P26 参照	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
【新規事業】 多様な事業者の 参入促進・能力活用事業 詳細は P27 参照	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

利用者支援事業

■事業内容

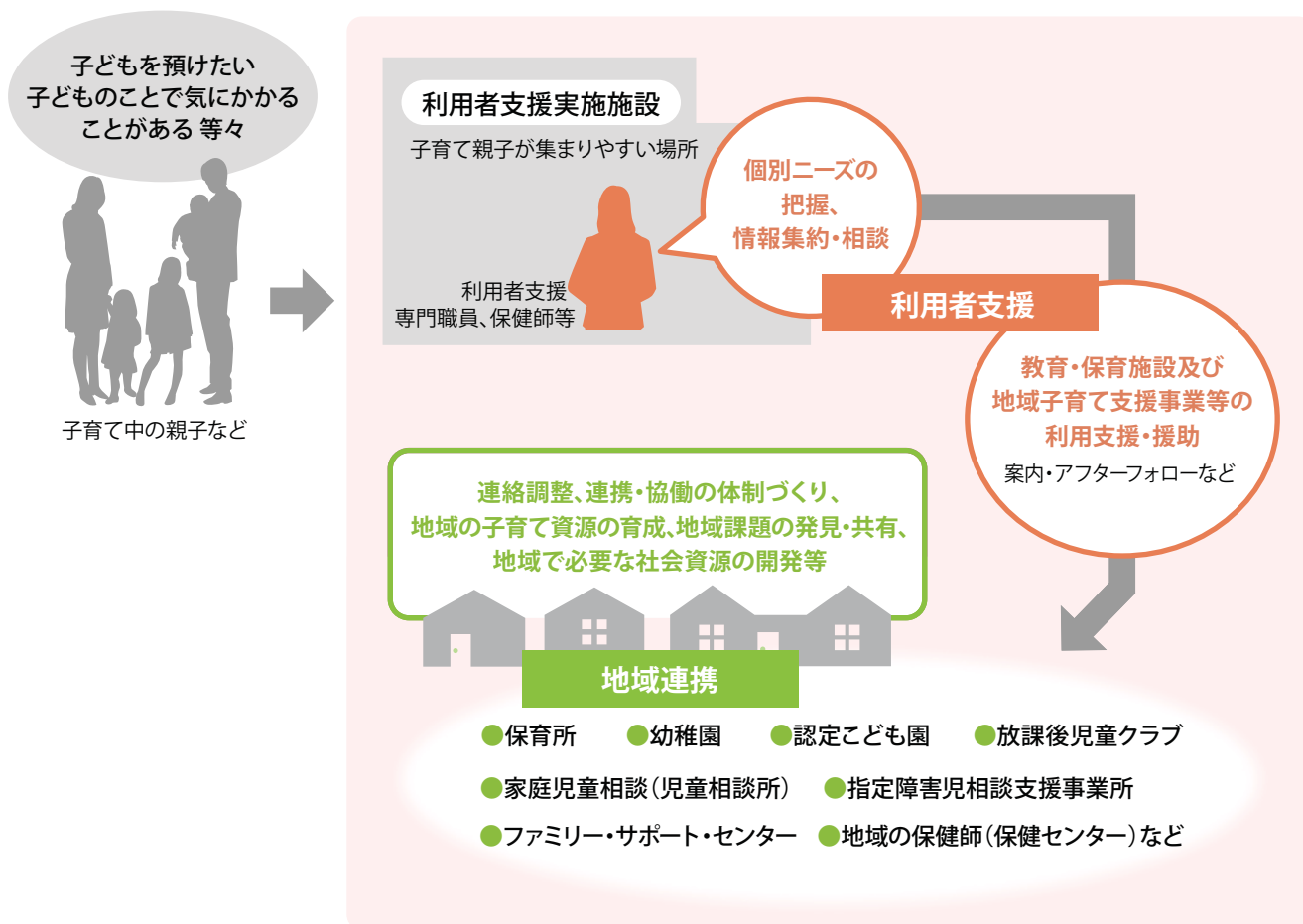
子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。主な事業内容は次の2つになります。

利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行います。

地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行います。



■事業実施の形態

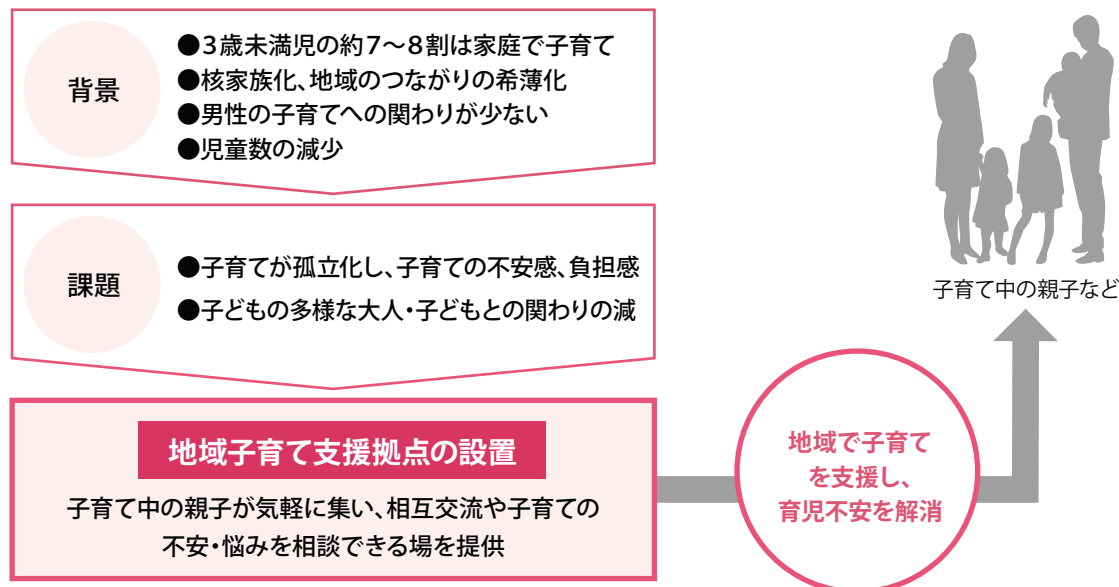
利用者支援事業の実施については、「基本型」「特定型」「母子保健型」のいずれかの形態を選択することになります。

基本型	利用者支援 と 地域連携 を共に実施する形態 主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用します。
特定型	主に 利用者支援 を実施する形態 主として、行政機関の窓口等を活用します。※地域の連携については、行政がその機能を果たします。 例：横浜市「保育コンシェルジュ事業」
母子保健型	保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携を共に実施する形態 主として、保健所・保健センター等を活用します。※継続的な把握、支援プランの策定を実施します。

地域子育て支援拠点事業

■事業内容

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上を図ります。



■事業実施の形態

	一 般 型	連 携 型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	基本事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施	基本事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施
加算の対象となる取組	●地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施 ●出張ひろばの実施 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ●地域支援の取組の実施*	●地域の子育て力を高める取組の実施 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

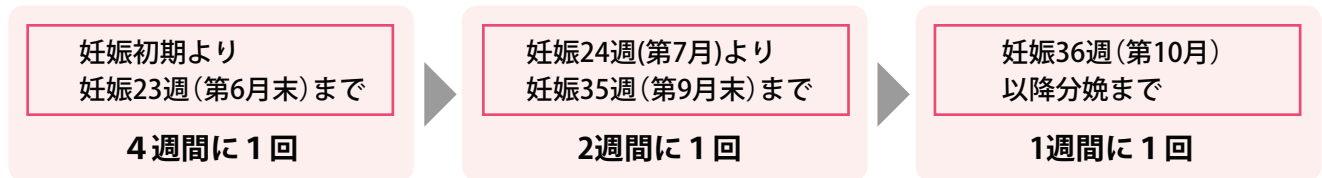
*利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。

妊婦健康診査

■事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

■妊婦が受診することが望ましい健診回数



※上記に沿って受診した場合、受診回数は14回程度になります。

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業内容

各種事業を相互に関連させながら、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携を図っていきます。

●乳児家庭全戸訪問事業

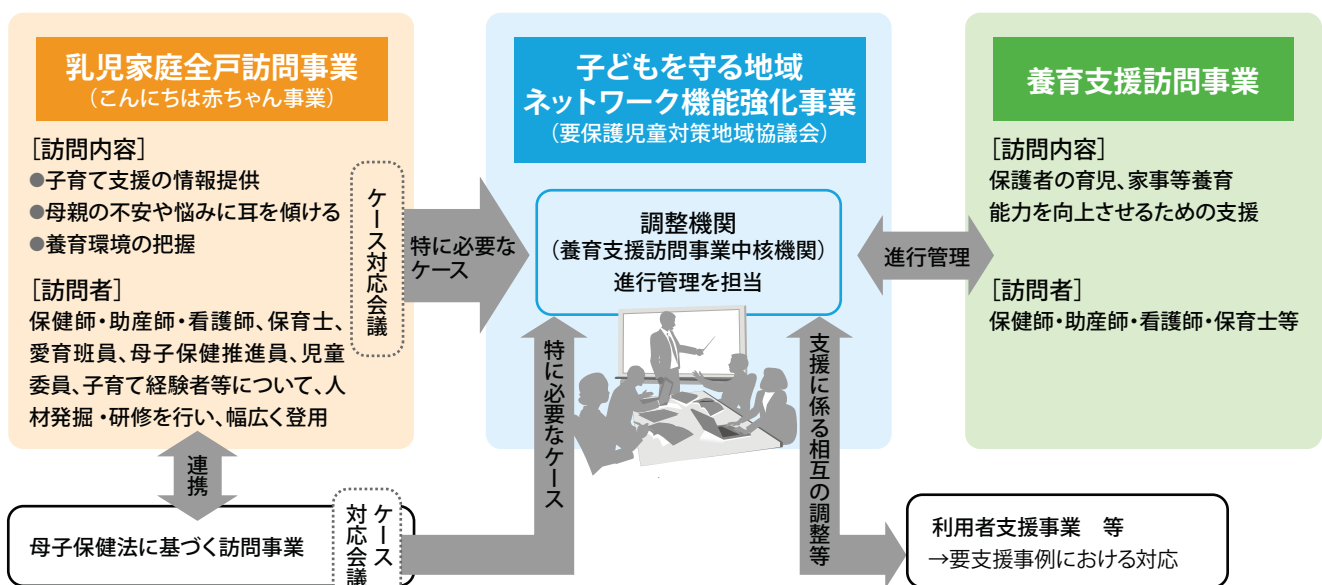
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

●養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。



子育て短期支援事業

■事業内容

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる事業です。主な事業内容は次の2つになります。

※母子家庭以外の利用者也利用可能です。

短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

夜間養護等(トワイライトステイ)事業

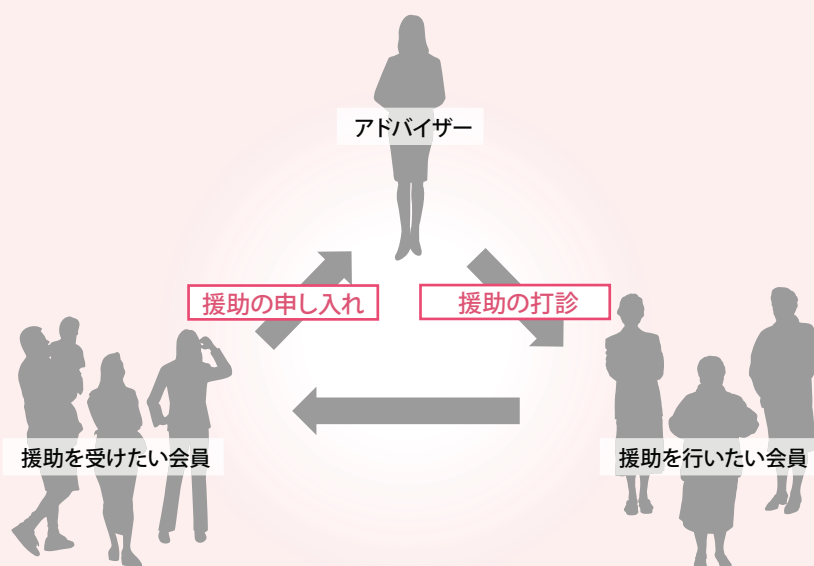
保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

■事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ファミリー・サポート・センター(相互援助組織)



【相互援助活動の例】

- 保育施設までの送迎を行う
- 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる
- 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる
- 買い物等外出の際、子どもを預かる
- 病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応